

総合事業給付に関する事項

区分	介護予防相当サービス (総合事業)		
訪問 A 2	<p>○ 1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>週 1 回程度 月 4 回以上の場合</p> <p>週 2 回程度 月 8 回以上の場合</p> <p>週 2 回以上 月 12 回以上の場合</p> <p>週 2 回以上は、要支援 2 の認定者と事業対象者のみ</p>	<p><u>267</u> 単位 / 回 (IV)</p> <p><u>1,172</u> 単位 / 月 (I)</p> <p><u>271</u> 単位 / 回 (V)</p> <p><u>2,342</u> 単位 / 月 (II)</p> <p><u>286</u> 単位 / 回 (VI)</p> <p><u>3,715</u> 単位 / 月 (III)</p>	<p>週の利用回数の振り分けは介護予防ケアマネジメントによる。 基本は包括単位を使用し、利用回数が少ない場合、他のサービスと組み合わせた場合に1回単位を使用する。</p>
通所 A 6	<p>○ 1回あたりの報酬単価を設定</p> <p>要支援 1 ・ 事業対象者 (週 1 回程度) 月 4 回以上の場合</p> <p>要支援 2 ・ 事業対象者 (週 2 回程度) 月 8 回以上の場合</p>	<p><u>380</u> 単位 / 回 (III)</p> <p><u>1,655</u> 単位 / 月 (I)</p> <p><u>391</u> 単位 / 回 (IV)</p> <p><u>3,393</u> 単位 / 月 (II)</p>	<p>※ただし、包括単位利用者が月の途中での事業の開始や区分の変更等の事由が生じた場合には、日割単位を使用する。</p>

区分	報酬算定の例
訪問 A 2	<p>(例1)週に1回程度の利用者に対し、1か月に3回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>267</u>単位×3回=<u>801</u>単位 を使用 (包括単位 <u>1,172</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例2)週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>1,172</u>単位を使用 (1回単位 <u>267</u>単位×4回=<u>1,068</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例3)週に2回程度の利用者に対し、1か月に7回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>271</u>単位×7回=<u>1,897</u>単位 を使用 (包括単位 <u>2,342</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例4)週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>2,342</u>単位 を使用 (1回単位 <u>271</u>単位×8回=<u>2,168</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例5)週に1回程度の利用者で、1か月に4回サービス提供の予定であったが、体調不良により月に2回の提供となった ⇒1回単位 <u>267</u>単位×2回=<u>534</u>単位 を使用 (提供予定の包括単位 <u>1,172</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例6)週に2回程度の利用者が、月の途中(該当月に5回利用、20日付)で介護の認定となった。 ⇒1回単位 <u>271</u>単位×5回=<u>1,355</u>単位 を使用 (提供予定の包括単位 <u>2,342</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例7)週に1回程度の利用者に対し、緩和した基準の訪問型サービスAのサービスを併せてケアマネジメントした。 ⇒1回単位 <u>267</u>単位×利用回数+緩和した基準の訪問型サービスAの単位×利用回数 (包括単位 <u>1,172</u>単位 は使用しない)</p>
通所 A 6	<p>(例1)要支援1程度の利用者に対し、1か月に3回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>380</u>単位×3回=<u>1,140</u>単位を使用 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例2)要支援1程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>1,655</u>単位 を使用 (1回単位 <u>380</u>単位×4回=<u>1,520</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例3)要支援2程度の利用者に対し、1か月に7回サービスを提供した。 ⇒1回単位 <u>391</u>単位×7回=<u>2,737</u>単位 (包括単位 <u>3,393</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例4)要支援2程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。 ⇒包括単位 <u>3,393</u>単位 を使用 (1回単位 <u>391</u>単位×8回=<u>3,128</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例5)要支援2程度の利用者で、1か月に9回サービス提供の予定であったが、家族の都合により月に6回の提供となった ⇒1回単位 <u>391</u>単位×6回=<u>2,346</u>単位 を使用 (提供予定の包括単位 <u>3,393</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例6)要支援1程度の事業対象者が月の途中から利用を開始した(該当月に2回利用、15日付契約)。 ⇒1回単位 <u>380</u>単位×2回=<u>760</u>単位 を使用 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例7)要支援1程度の利用者に対し、緩和した基準の通所型サービスAのサービスを併せてケアマネジメントした。 ⇒1回単位 <u>380</u>単位×利用回数+緩和した基準の通所型サービスAの単位×利用回数 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p> <p>(例8)要支援1程度の利用者が1か月に4回サービスを利用する間、ショートステイを5日間(4泊5日)利用した。 ⇒日割単位 <u>54</u>単位×(30日-5日)+ショートステイの単位×5日 (包括単位 <u>1,655</u>単位 は使用しない)</p>